

商品概要説明書

カードミニ

(令和6年2月13日現在)

商品名	カードミニ
ご利用いただける方	J Aの組合員の方。 ご契約時の年齢が満20歳以上70歳未満の方。 原則として、前年度税込年収(所得金額)が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします)。 J A(他J Aを含む)との間でカードローン取引を行っていない方。 J Aが指定する保証機関(広島県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。 その他J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	生活に必要な一切の資金とします。
契約金額	10万円以上50万円以内とし、10万円単位とします。
契約期間	ご契約日から1年後の応答日の属する月の25日(休日の場合は翌営業日)までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	固定金利とします。 お借入の利率は、金利情勢等により見直しをさせていただく場合があります。 利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	約定返済 毎月25日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高が1万円未満の場合は前月約定返済日現在のお借入残高を、前月約定返済日現在のお借入残高が1万円以上50万円以下の場合は1万円を返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。ただし、当月約定返済日前日のお借入残高が上記約定返済額に満たない場合は、当月約定返済日前日の残高をご返済いただきます。 任意返済 毎月の約定返済のほかに、J A窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	不要です。

保証人	J A が指定する保証機関(広島県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																														
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・カード発行手数料 無料 ・契約更新手数料 無料 ・カード再発行手数料 最大 1,100 円 																														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、J A 本支店(所)にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所(電話: 03 - 6837 - 1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>各連絡先は最下部に掲載しております。</p>																														
その他	<p>お申込みに際しては、J A および J A が指定する保証機関(広島県農業信用基金協会)において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、J A によっては電子契約サービスが利用でき、印紙税が不要となりますが、J A 所定の電子契約サービス手数料が必要となります。</p> <p>その他ご不明の点がございましたら、J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>																														
お問い合わせ窓口	<p>詳しくは、お近くの J A 窓口もしくは下記へお問い合わせください。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">J A 広島市</td> <td style="width: 33%;">J A ひろしま</td> <td style="width: 33%;">J A 広島ゆたか</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">0823-66-3710</td> </tr> <tr> <td>中央ロ-ンター 0120-850-114</td> <td>本店ロ-ンター</td> <td>082-423-4711</td> <td>J A 尾道市</td> <td style="text-align: right;">0848-23-3323</td> </tr> <tr> <td>西ロ-ンター 0120-850-127</td> <td>西部ロ-ンター</td> <td>0829-39-4939</td> <td>J A 福山市</td> <td style="text-align: right;">084-924-2372</td> </tr> <tr> <td>南ロ-ンター 0120-850-012</td> <td>安芸ロ-ンター</td> <td>082-822-5803</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>呉ロ-ンター</td> <td>0823-24-3132</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東部ロ-ンター</td> <td>0848-63-3455</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	J A 広島市	J A ひろしま	J A 広島ゆたか		0823-66-3710	中央ロ-ンター 0120-850-114	本店ロ-ンター	082-423-4711	J A 尾道市	0848-23-3323	西ロ-ンター 0120-850-127	西部ロ-ンター	0829-39-4939	J A 福山市	084-924-2372	南ロ-ンター 0120-850-012	安芸ロ-ンター	082-822-5803				呉ロ-ンター	0823-24-3132				東部ロ-ンター	0848-63-3455		
J A 広島市	J A ひろしま	J A 広島ゆたか		0823-66-3710																											
中央ロ-ンター 0120-850-114	本店ロ-ンター	082-423-4711	J A 尾道市	0848-23-3323																											
西ロ-ンター 0120-850-127	西部ロ-ンター	0829-39-4939	J A 福山市	084-924-2372																											
南ロ-ンター 0120-850-012	安芸ロ-ンター	082-822-5803																													
	呉ロ-ンター	0823-24-3132																													
	東部ロ-ンター	0848-63-3455																													

苦情処理措置および紛争解決措置にかかる連絡先

J A バンク広島の各担当部署の連絡先

J A 名	部署名	電話番号
広島市	融資部 債権保全課	082-831-5923
ひろしま	リスク管理部 リスク管理課	082-422-6168
広島ゆたか	総務企画課	0823-66-2011

尾道市	総合企画部 リスク管理課	0848-23-3331
福山市	金融共済部 融資課	084-924-2372
広島信連	J Aバンク推進部	082-248-9527

弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600